

平成23年1月18日

岐阜県上竹町21番地

コメント歯科クリニック代理人

弁護士 幅隆彦 先生

特定非営利活動法人あいち消費者被害防止ネット

理事長 杉浦 市

(連絡先) 〒464-0824 名古屋市千種区稲舟通り

1丁目39番地 生協生活文

事務局長 外山 孝

(TEL: 052-781-6161、FAX: 052-781-)

契約書類送付依頼書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当法人の申入書に対して真摯なご対応をいただきましたことに、敬意を表するとともに、御礼申し上げます。

さて、貴院から頂きました平成22年11月1日付回答書によれば、「中途解約の場合には治療実績に応じた費用精算とすることにしました。」「中途解約の精算においては、治療(準備)の既実施分であることを明示して、キャンセル料との二重請求にならないよう配慮しました。」とのことですが、まずはその裏付けとして、改訂後の契約書等をご送付頂きたく存じます。

つきましては、平成23年1月末日までに上記連絡先宛にご送付くださいますようお願い申し上げます。

なお、改訂後の契約書等を拝見させて頂き、適切な改訂がなされていると判断致しました場合には、改訂前の契約書や院内規定に基づいてすでに治療費や違約金を支払ってしまった患者に対しても、遡って再精算を行って頂くなどの申入れをさせて頂く場合がございますので、予めお伝え申し上げます。

敬具